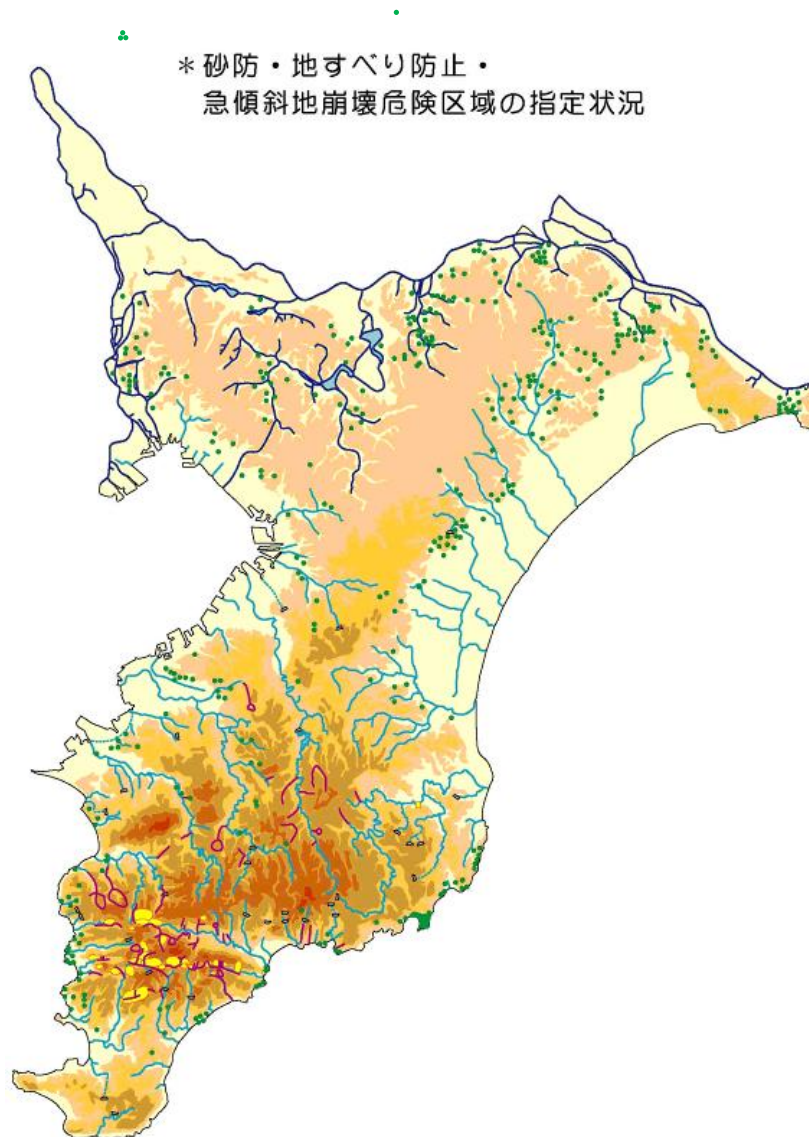


第4 砂 防

土砂災害のおそれのある箇所の現状

地質・地形の特色からわかるように、県内の山は標高の割には斜面が急であり、また、房総半島南部の地すべり地帯のように脆弱な地質が分布しているため、土砂災害のおそれのある箇所が県内全域に点在しています。

これら土砂災害のおそれのある箇所については、土砂災害警戒区域等の指定により、危険の周知や警戒避難体制の整備等のソフト対策を進め、あわせてハード対策として土砂災害防止施設を整備するなど、ハード・ソフト一体となった総合的な土砂災害防止対策を推進しています。



令和7年4月1日現在

	一級河川	
	二級河川	
	砂防指定地	93 箇所 2,049,31ha
	地すべり防止区域(国交省所管)	32 地区 2,763,79ha
	急傾斜地崩壊危険区域	564地区 865,58ha

土砂災害警戒区域等の指定の推進

土砂災害は毎年のように全国各地で発生しており、私たちの暮らしに大きな被害を与えています。

これまでの土砂災害防止対策は、砂防堰堤などの土砂災害防止施設の整備によるハード対策のみに頼ってきました。

しかし、土砂災害が発生するおそれがある箇所は年々増加しており、これらの箇所を対策工事によって安全な状態にしていくには、膨大な時間と費用が必要となってしまいます。そのような災害から住民の生命・身体を守るため、土砂災害防止工事などのハード対策と併せて、危険性のある区域を明らかにし、その中で警戒避難体制の整備や建築物の安全性の強化、開発行為の制限などのソフト対策を充実させ、危険回避を推進していくことが大切です。

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下、「土砂災害防止法」という。）は、土砂災害から人々の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域を指定し、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅などの新規立地の抑制、既存住宅の移転促進などのソフト対策を推進しようとする法律で、平成13年4月に施行されました。

千葉県では、令和7年4月1日時点で14,609箇所の土砂災害警戒区域等を指定しています。

さらに、区域指定を予定していない箇所での土砂災害が全国で確認されたことを受けて、国が改訂した「土砂災害対策基本指針（令和2年8月）」に基づき、令和2年度から最新の高精度な地形情報や市町からの情報提供により新たに選定した10,744箇所の危険箇所について、市町と連携して基礎調査及び区域指定を進めています。

土砂災害警戒区域数	計 14,609 箇所	令和7年4月1日現在
急傾斜地の崩壊	13,777 箇所	県全域に分布し、特に千葉市、成田市など台地周辺及びいすみ市、南房総市など丘陵地の海岸沿いに多い。
土石流	647 箇所	県南部に分布し、特に鴨川市、富津市、君津市に多い。
地すべり	185 箇所	鴨川市、南房総市など嶺岡隆起帯及び隣接地に分布。

・ 市町村と連携した土砂災害防止対策

土砂災害警戒区域等は市町村の地域防災計画に位置付けられ、災害情報の伝達や警戒避難体制の整備が図られます。

千葉県では、市町村による避難指示等が適切に行われるよう土砂災害警戒情報を発表するほか、土砂災害ハザードマップの作成について支援しています。

・ 土砂災害警戒区域等の点検

千葉県では、6月の「土砂災害防止月間」を中心に各土木事務所と市町村・NPO が連携してパトロールを実施し、崩壊防止施設、斜面の状況（崩落・亀裂・湧水など）の点検を行うとともに、必要（大雨・地震など）に応じ、土砂災害警戒区域等の点検を行っています。

* 区域指定の対象となる場所は—
こんな場所が「土砂災害防止法」の区域
の対象となります。

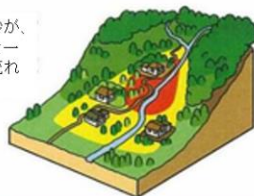
*** 急傾斜地の崩壊**

雨や雪どけ水、地震
などの影響によって、
急激に斜面が崩れ落ち
る現象



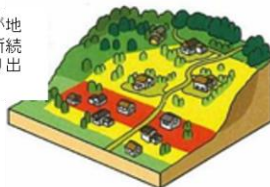
*** 土石流**

山や川の石や土砂が、
大雨などにより水と一
緒になって激しく流れ
下る現象



*** 地すべり**

雨や雪どけ水が地
下にしみこみ、断続
的に斜面がすべり出
す現象



*** 基礎調査の実施**

都道府県が、溪流や斜面およびその下流など土砂
災害により被害を受けるおそれのある区域の地形、
地質、土地の利用状況などについて調査します。

*** 土砂災害警戒区域等の指定**

土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）

■ 急傾斜地の崩壊

- ① 傾斜度が30度以上で高さ5m以上の区域
- ② 急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域
- ③ 急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍（50mを超える場合は50m）以内の区域

■ 土石流

土石流の発生の恐れのある溪流において、扇頂部から下流で
勾配が2度以上の区域

■ 地滑り

- ① 地滑り区域（地滑りしている区域または地滑りするおそれ
のある区域）
- ② 地滑り区域の下端から、地滑り地塊の長さに相当する距離
（250mを超える場合は250m）

土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）

急傾斜地の崩壊等に伴う土石等の移動等により建築物に作用する
力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動に対し住民の生命又
は身体に著しい危害が生ずるおそれのある損壊を生ずることなく
耐えることのできる力の大きさを上回る区域

*** 土砂災害警戒区域の指定**

土砂災害のおそれがある区域

急傾斜地の崩壊などが発生した
場合、住民などの生命または身体
に危害が生ずるおそれがあると認
められる区域であり、危険の周知、
警戒避難体制の整備が行われます。



*** 警戒避難体制の整備**

土砂災害から生命を守るため、
災害情報の伝達や避難が早くでき
るように、警戒避難体制の整備が
図られます。

*** 土砂災害特別警戒区域**

**建物が破壊され、
住民に大きな被害が生じる
おそれがある区域**

急傾斜地の崩壊などが発生した
場合、住民などの生命または身体
に危害が生ずるおそれがあると認
められる区域で、特定の開発行為
に対する許可制、建築物の構造規
制などが行われます。



*** 建築物の構造規則**

居室を有する建築物は、作用す
ると想定される衝撃に対して建築
物の構造が安全であるかどうか建
築確認がされます。



*** 特定の開発行為に
対する許可制**

住宅地分譲や老人ホーム、病
院など災害時要援護者関連施設の
建築を行う場合の開発行為には、
許可が必要です。



*** 建築物の移転**

著しい損壊が生じるおそれのあ
る建築物の所有者などに対し、移
転などの勧告が図られます。

土砂災害警戒情報の発表

土砂災害警戒情報とは、大雨による土砂災害発生危険度が高まったとき、市町村長が防災活動や住民への避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、千葉県と銚子地方気象台が共同で発表する防災気象情報です。

土砂災害警戒情報は、避難が必要となる土砂災害（土石流、集中的に発生するがけ崩れ）を対象としていますが、大雨時にはこれらの情報を収集して、土砂災害が発生する前に早期避難を心がけてください。

土砂災害警戒情報の警戒レベル

右の表は「避難情報等」と「防災気象情報」との関係性を5段階の警戒レベルで整理したものです。

土砂災害警戒情報は、避難指示の目安となる警戒レベル4相当の情報となります。

避難情報等 (警戒レベル)				河川水位や雨の情報 (警戒レベル相当情報)	
警戒 レベル	状況	住民がとるべき行動	避難情報等	河川水位や雨の情報 (警戒レベル相当情報)	河川水位や雨の情報 (警戒レベル相当情報)
5	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保	5	氾濫発生情報 大雨特別警報 (土砂災害)
~~~~~ <警戒レベル4までに必ず避難！> ~~~~~					
4	災害の おそれ高い	危険な場所から 全員避難	避難指示	4	氾濫危険情報 土砂災害警戒情報
3	災害の おそれあり	危険な場所から 高齢者等は避難	高齢者等避難	3	氾濫警戒情報 洪水警報
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水注意報	2	氾濫注意情報
1	今後気象状況悪化 の恐れ	災害への心構えを高める	早期注意情報	1	——

市区町村長は、河川や雨の情報(警戒レベル相当情報)のほか、地域の土地利用や災害実績なども踏まえ総合的に避難情報等(警戒レベル)の発令判断をすることから、警戒レベルと警戒レベル相当情報が出るタイミングや対象地域は必ずしも一致しません。

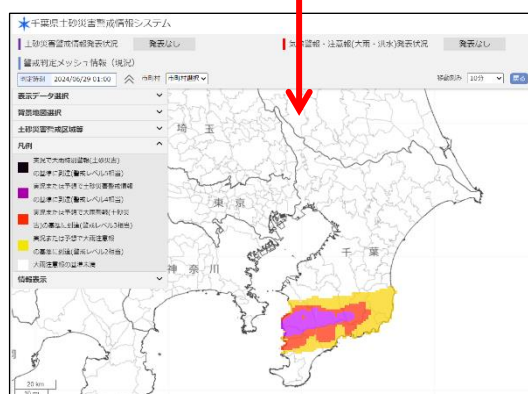
内閣府防災情報ホームページより

### 千葉県土砂災害警戒情報システム ～インターネットによる情報提供～

本県では、土砂災害警戒情報を補足する詳細情報をインターネットで提供しています。  
また、報道機関等を通じての情報提供も行っています。

土砂災害の危険度が高い箇所を着色して表示

土砂災害警戒情報（PDF）を表示



「千葉県土砂災害警戒情報システム」

<http://dosyabo.bousai.pref.chiba.lg.jp/chibaDosya/web/top/>



## 土砂災害対策

### (1) 砂防

砂防河川は、県南部の安房・上総丘陵に集中しています。

丘陵は、標高が低いにもかかわらず斜面が急勾配で、地質が脆弱であるため、ひとたび荒れると小規模の崩壊が多数発生し、土砂も泥流状となって下流に被害を与えることが多いことから、砂防堰堤工・床固工・護岸工により土砂の流出防止を図っています。



砂防堰堤工 (南房総市合戸)

### (2) 地すべり対策

地すべり地は、鴨川から保田に至る嶺岡山系に集中しています。

地下水位は、比較的浅く、また地すべり層厚が 5.0m 程度の地すべりが多く、各々のブロックは小さいものの広範囲で発生するため、比較的指定地面積が広がっています。地下水排除や溪流の侵食防止の工事を地すべりの対策として行っています。



明暗渠工 (南房総市山田)



アンカー工 (南房総市増間)

### (3) 急傾斜地崩壊対策

がけ崩れの状況は、南部と北部の地形・地質の違いによって異なります。南部は、地質が比較的新しい年代の泥岩・砂岩であるため斜面の風化が進み、大雨や強風時に浮き石等が上部の樹林と共に崩壊します。

一方、北部は、がけを形成している成田層（固結した砂層）が雨水の浸透によってその下部の固結粘土層との間にすべり面を生じ、地表の関東ローム層と共に崩壊します。これらの崩壊から県民の生命を保護するため、法枠工・擁壁工などを実施しています。



コンクリート張工 (いすみ市大原)



吹付法枠工 (成田市柴田)